

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月28日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第153号

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「部分使用」を「部分利用」に改める。

第2条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「第3条前段」を「第5条前段」に、「より使用」を「より利用」に、「京都市西京極総合運動公園使用許可申請書」を「京都市西京極総合運動公園利用許可申請書」に、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第2項中「第3条前段」を「第5条前段」に、「部分使用」を「部分利用」に、「使用料」を「その利用に係る料金」に、「納入した」を「支払った」に、「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「第6条第6項本文」を「第6条第5項本文」に、「使用料」を「その利用に係る料金」に、「納入した」を「支払った」に、「使用」を「利用」に改める。

第3条第1項第1号中「全面使用」を「全面利用」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に改め、同項第2号中「使用日」を「利用日」に改め、同条第2項中「使用日」を「利用日」に改める。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「部分使用」を「部分利用」に、「使用料」を「その利用に係る料金」に、「納入した」を「支払った」に、「使用」

を「利用」に改め、同条第3項中「第6条第6項本文」を「第6条第5項本文」に、「使用料」を「その利用に係る料金」に、「納入した」を「支払った」に、「使用」を「利用」に改める。

第5条の見出し中「専用使用」を「専用利用」に改め、同条中「第3条後段」を「第5条後段」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第6条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「条例第4条第1項に規定する使用料で、」を削り、「部分使用」を「利用に係る料金で部分利用」に改め、同条第3項中「部分使用する」を「部分利用する」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「使用料」を「利用に係る料金の上限額」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 条例別表第4に掲げる構内地の広告その他の利用に係る料金の上限額は、そのつど市長が定める。

第6条第6項本文中「に係る使用料」を「の利用に係る料金」に、「使用する」を「利用する」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「納入させる」を「支払わせる」に、「ある。」を「できる。」に改める。

第8条を次のように改める。

(利用料金の還付)

第8条 条例第8条ただし書の規定により京都市西京極総合運動公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都市公園法第27条第2項又は京都市都市公園条例第13条第2項に規定する処分をし、又はこれらの規定に規定する必要な措置を命じた場合

(2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合

(3) 利用日の7日前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合

第9条中「第6条第1項」を「第10条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第9条 条例第9条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

附則第2項及び第3項並びに附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第2を削る。

別表第3 1から3までの規定中「使用料」を「利用料金」に改め、同表4備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同備考3中「使用した」を「利用した」に、「の使用」を「の利用」に改め、同表5及び6中「使用料」を「利用料金」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4を削る。

第1号様式1注以外の部分及び同様式2注以外の部分中「京都市西京極総合運動公園使用許可申請書」を「京都市西京極総合運動公園利用許可申請書」に、「京都市長」を「指定管理者」に、「第3条前段」を「第5条前段」に、「使用の」を「利用の」に、「使用する」を「利用する」に改め、同様式3注以外の部分中「売店設備使用許可申請用」を「売店設備利用許可申請用」に、「京都市西京極総合運動公園使用許可申請書」を「京都市西京極総合運動公園利用許可申請書」に、「京都市長」を「指

定管理者」に、「第3条前段」を「第5条前段」に、「使用の」を「利用の」に、「使用する」を「利用する」に改め、同様式4注以外の部分中「構内地使用許可申請用」を「構内地利用許可申請用」に、「京都市西京極総合運動公園使用許可申請書」を「京都市西京極総合運動公園利用許可申請書」に、「京都市長」を「指定管理者」に、「第3条前段」を「第5条前段」に、「使用の」を「利用の」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第2号様式（裏面）及び第3号様式中「既納の」を「既に支払われた」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）